

令和 7年 6月11日

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）支給決定通知書

社会福祉法人 大東福社会

殿

岐阜労働局長



令和 7年 2月21日付けで申請を受け付けた人材開発支援助成金（人材育成支援コース）について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

1 助成金 助成金支給番号 0321-0055216-4 助成金名称 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	
2 対象事業主／対象事業所 事業所番号 2102-104882-6 社会福祉法人 大東福社会	
3 支給決定金額	30,800 円 経費 19800 賃金 11000
4 振込先金融機関口座	金融機関名 大垣共立銀行 本店営業部 預貯金種別 普通 預貯金口座番号 00000*****241 口座名義 社会福祉法人大東福社会
5 備 考	

1. 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合や支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合等は、支給した助成金の返還を求めます。
2. 支給した助成金について、事後的に調査を実施する場合があります。
3. 提出した関係書類の原本や写し等は、支給決定日の翌日から起算して5年間保存してください。
4. 支給した助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項に定める寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものとして判断しています。
※寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金の支給決定通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をすることができません。